



共謀罪法案強行採決！ 今後の暗黒の運用を象徴する決め方 安倍政権をこのままにしておくわけにはいかない

私たちが「新たな治安維持法」として反対してきた共謀罪法案は、参議院の法務委員会の意思決定抜きで本会議採決という異例の手法により可決された。国会審議で総理大臣・法務大臣と法務省職員は「何が犯罪になるのか」という根本問題の問いに対して何度も答弁を変え、結局「警察が気に入らないと判断した者」はいつでもだれでも犯罪者にする可能性をもったまま「可決」した。

私たちは法案が、世界各国で過去から今に続く「令状なしで捜索・盗聴・通信検閲・密告強要・逮捕勾留を行う、裁判なしで拷問・処刑する」という人権と民主主義否定の権力支配を日本で再現する道具に使われる可能性を指摘してきた。今国会の、答弁者がどうとでもとれる法案説明しからない、委員会を飛ばして本会議採決をするという決め方は、この法律が今後暗黒の運用に向かう本質を象徴的に示している。この国会で威勢よく強行可決に貢献した議員の一部もいずれ冷暗な警察判断に基づき監視・処罰対象になる可能性が高い。

強者には卑屈に迎合する、攻撃可能と判断した相手は威丈高に脅す、身内の利益のためなら何でもあり、という反社会的集団の下層構成員を髣髴させる安倍政権をこのままにしておくわけにはいかない。子や孫に暗い社会を引き継がないために、私たちにできることを諦めることなく続けよう。

参議院本会議の「共謀罪」法案の 強行採決に対する抗議声明

2017年 6 月 15 日
フォーラム平和・人権・環境

6 月 15 日午前 2 時 30 分過ぎに開催された参議院本会議において、自民、公明、維新が、「共謀罪」法案（「組織的犯罪処罰法改正案」）の審議を打ち切って採決を強行し、同日午前 7 時 46 分、可決されたことに、私たち平和フォーラムは満身の怒りを込めて強く抗議する。

この参議院本会議に先立って、14 日午前中には、参議院法務委員会が開催されていたが、政府・与党は、この「共謀罪」をめぐる法務委員会審議を一方的に打ち切るとともに、委員会採決を省略し、本会議で直接採決を行う「中間報告」によって、「共謀罪」法案の採決を強行した。

この「中間報告」という異例の手法を駆使してまで強引に法案の成立を図った背景には、直近の世論調査で、「共謀罪」法案に関する政府の「説明が不十分とする」回答が、77%に達したことや、森友学園及び、加計学園の疑惑が国会審議の中で深まっていったこと、さらに、これらが原因で安倍内閣の支持率が低下したことにより、政府・与党が 6 月 18 日までの会期を延長することなく閉会し、幕引きしようと目論んだ結果である。

こうした政府・与党による強行採決は、委員会審議を否定す

るものであるばかりか、議会制民主主義を踏みにじる強権的な国会運営であり断じて許されるものではない。

さて、衆・参を通じた国会審議の焦点は、この「共謀罪」法案の目的、及び、その対象やどのような場合に適用されるかについてだった。しかし、審議を重ねるほどに明らかになったのは、テロ対策のためといわれた「共謀罪」法案が、全くテロ対策の役に立たないということであった。

それどころか、政府は、参議院の審議で、環境保護や人権保護を掲げた団体であっても、それが「隠れ蓑」であれば処罰の対象となると答弁し、また、「組織的犯罪集団」の「周辺者」も処罰の対象とするなど、捜査機関の恣意的な運用によっては、一般市民でも「組織的犯罪集団」の一員となり得る危険性が逆に明らかになった。改正組織的犯罪処罰法が、政府に批判的な労働組合や市民団体を弾圧するための手段となる危険性はより鮮明となったといえる。

また、この間、政府は、2013 年の秘密保護法、2015 年の集団的自衛権行使を盛り込んだ憲法違反の戦争法の強行成立、さらに、2016 年には「盗聴法・刑事訴訟法」の改悪を通じ、「戦争できる国づくり」を進めてきた。そして、今回の「共謀罪」法案は、1925 年に制定された「治安維持法」と同様の内容を含んでおり、「戦争できる国づくり」に向けて、監視社会を強め、これに反対する発言や活動を委縮させ弾圧する危険性を内包していることを強く指摘しなければならない。

一方、共謀罪法案について、プライバシー権に関する国連特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏は、その書簡のなかで、「他の法律と組み合わせて幅広い適用が行われる可能性があり、プライバシーの権利やその他の基本的な国民の自由の行使に深刻な影響を及ぼす」との危惧を表明している他、国際的な人権団体であるアムネスティ・インターナショナル日本やグリーンピース・ジャパンからも「民主主義の根幹である表現の自由を脅かすもの」として強い懸念が表明されている。

このように「共謀罪」法案に対する、批判や懸念の声が高まりつつあるにもかかわらず、こうした声を一顧だにせず「共謀罪」法案の採決に邁進した安倍政権は、国際社会の人権感覚からも逸脱した民主主義の破壊者であると言わざるを得ず、一刻も早い退陣を求めていかななければならない。

今後、私たちは、新設された「共謀罪」の危険性について、引き続き国民に広げていくとともに、政府や捜査機関による濫用を未然に防いでいく闘いが求められている。そのため、私たち平和フォーラムは、引き続き、「戦争させない 1000 人委員会」や、「戦争させない・9 条壊すな！総がかり行動実行委員会」に結集し取り組みを強化するとともに、平和フォーラム加盟の中央加盟組織、都道府県運動組織が一体となって中央・地方で、監視社会の強化に反対し基本的人権を守る闘いと安倍退陣に向けた闘いを強化するものである。

各組織の動き

自治退

<第2回自治退役員会>

自治退は5月26日第2回役員会を開催して、主に次のことを確認決定した。

- *「自治労財政抜本改革方針による、自治退に対する助成額減額協力要請」「自治労マイカー共済手数料変更の検討」などの動向を共有。関係者と必要な協議・調整をすることを確認した。
- *「自治退福島県本部 市町村職員退職者の会」の新規加入を決定した（他方で同じ会員数の解散単会が一つあったため522単会・会員数256,966人とも変わらず）。
- なお、17年度の組織実態調査が進行中、7月の県本部代表者会議には調査結果に基づく組織数・会員数を報告予定。
- *退職者連合・地公退総会への対処：代議員と議案への対応を確認した。
- *11月の、総会に代わる県本部代表者会議に提案する「自治退当面の活動方針」検討への準備と、地公退運動方針案について事前討議した。
- *2017年は自治退結成45周年にあたるが、総会を開催しない年でもあり記念行事は見送ることを確認した。
- *自治退ホームページについて、第一回役員会では一旦閉鎖方針を決めたが、自治退ニュース・地公退ニュースの定期利用者等に対する代替手段がないため、「ホームページの一定の項目は縮小・休止表示にするが、それ以外は更新・存続」に変更することを決定した。
- *2018年開催の第46回定期総会開催予定地を予備的に検討した。
- *2017年地域学習会は各地域のご協力で、全地域終了した。18年は休止になる。

地 域	開催月日	場 所	参加者数
九 州	3月8～9日	鹿児島市 鹿児島県医師会館	91単会220人
中国・四国	3月16～17日	高知市 三翠園	49単会136人
近 畿	4月12～13日	西宮市 ノボテル甲子園	43単会 76人
北信・東海	4月20～21日	山代温泉 ゆのくに天祥	25単会 89人
関東甲	5月18～19日	越生町ニューサンピア 埼玉おごせ	60単会103人
東 北	6月1～2日	新潟市 東映ホテル	55単会135人
北海道	6月8～9日	札幌市 ホテルポールスター札幌	27単会111人

<組織財政委員会>

各地連代表と本部で構成する2017年度組織財政委員会が藤田副会長を責任者として発足、5月26日に第1回を開催した。今期の審議は委員の発議を基に中期的展望を持って検討を進めることとされた。討議では「次の組織拡大目標設定」「自治退赤字解消策の効果評価と今後の対処」などが課題として挙げられた、今後さらに意見を持ち寄り、優先順位をつけて論議を深めることとされた。

また財政関連事情として、次の自治労助成金見直し動向と自治退の対応が報告された。＜自治労は悪化している財政状況を打開するため2016年4月に「自治労財政抜本改革方針」を策定して2020年度までに関係団体への助成・寄付を10%削減する方針を決めている。この一環として昨年来自治退への助成金も減額に協力してほしい旨の申し入れを受けている。これに対して自治退は赤字解消策に着手したばかりなのでその効果評価の後に協議したいと対応している。＞

退職者連合・地公退

<退職者連合>

*退職者連合は7月14日（金）に連合会館で第21回定期総会を開催する。6月14日の幹事会で議案が確認された。

「行動する退職者連合」をめざしてきた活動の総括と、会員の生活に直結する社会保障充実を中心とする政策要求に取り組む方針が提案されている。

運動の中軸は社会保障課題としているがこれに加えて、「現役労働者の雇用の安定と改善が社会保障の基盤」という認識に立ち、退職者連合としても連合が取り組んできた「手当なし残業法反対」「金銭解雇制度化反対」連続行動に参加してきている。また、社会的課題への取り組みのひとつとして、賭博依存症患者を増加させる悪法＝カジノ法に反対して日弁連と連携して行動を展開してきた。これらの意義を確認して引き続き運動を展開するとしている。

*今年の高齢者集会は、9月14日（木）13時から文京シビックホールで開催し、終了後神田周辺までデモ行進する予定。

<地公退>

*地公退は7月28日（金）にルポール麹町で第48回定期総会を開催する。6月10日の役員会で議案が確認された。

総務省に対する共済制度・年金制度を軸とする要求書と、文部科学省に対する「正しい社会保障教育の実施」要求書を軸に社会保障に取り組んできた活動の総括とそれを継承する運動が提案されている。特に①経済財政諮問会議と財政制度等審議会を用いた社会保障攻撃への反対運動、②2018年に集中する諸基準と事業計画の改定・制定、その準備期である17年度の重要性等が提起されている。

また、平和フォーラムの加入団体として特定秘密保護法・戦争法・共謀罪法に反対して行動してきたこれまでの経過に立って、今後の改憲を許さない一連の運動が提案されている。

*今年の地公三単産・地公退高齢者集会は、9月15日（金）13時30分から日本教育会館で開催する。

自治退は運動方針でエファジャパンへの支援を決めています



認定 NPO 法人エファジャパンは
自治労が開始したアジア子どもの家プロジェクトを引継ぎ
ベトナム・ラオス・カンボジアの子どもたちの
勉強や生活を支援しています

会員になって、エファジャパンの活動を応援してください！

会員のみなさまには機関誌「えんぱわ」をお送りします。

シニア会費：年／6,000 円

<お問い合わせ・お申し込み>

認定 NPO 法人エファジャパン



〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-2-2 九段宝生ビル 3 階

Tel: 03-3263-0337 Email: info@efa-japan.org